

## 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 12 月 10 日

愛知県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (21) 略

(22) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 略

② 半導体検査工程革新 A I システム研究・開発事業

株式会社 B F A I セミコンダクタソリューションズが、半導体製造時の外観目視等検査に係る省人化可能な A I システムや、当該検査精度向上のための再学習等が可能なプラットフォーム機能などの研究・開発を図る、創業及び雇用の促進に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 3 号に該当するもの）を行うことにより、成長産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

以下、略